

# 「配偶者控除」「配偶者特別控除」の改正により年末調整が変わります。 年末調整の変更点について

## ＜年末調整の変更点について＞

2018年度から年末調整の用紙が変更になります。用紙変更のきっかけは、所得控除の一部である「配偶者控除」と「配偶者特別控除」の改正です。税制改正の内容とともに、年末調整の用紙変更についても事前にチェックしておきましょう。

### 配偶者控除の改正点

配偶者控除は、これまでは年間38万円以下の所得（年収103万円以下）であれば、38万円の控除を受けることができる制度でしたが、  
今後は、**納税者本人の合計所得額に応じて控除の額が変更**されるようになります。

合計所得金額	控除額
900万円以下 (年収1,120万円以下)	38万円
900万円超～950万円以下 (年収1,170万円以下)	26万円
950万円超～1,000万円以下 (年収1,220万円以下)	13万円

合計所得金額が多くなるにつれ段階的に控除額が減少します。  
また、所得金額が1,000万円を超えた場合は、控除がなくなります。

### 年末調整における変更点

#### ＜改正前＞

翌年分の  
扶養控除等申告書

当年分の  
保険料控除申告書 兼  
配偶者特別控除申告書

#### ＜改正後＞

翌年分の  
扶養控除等申告書

当年分の  
保険料控除申告書

当年分の  
配偶者控除等申告書

改正前の「保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書」が2枚の用紙に分かれたため、提出書類が増えました。